



リ フ ォ ー ム か し 保 険

(一般リフォーム保険)

重 要 事 項 説 明 書

(2023年7月20日以降の申込み用)



住 宅 瑕 痕 担 保 責 任 保 険 法 人
株式会社 ハウスジーク

保険契約の重要な事項が記載されています

この保険は、住宅瑕疵担保履行法に基づいて保険法人として指定を受けたハウスジーメンガリフォーム事業者を対象に提供するものです。

本書には、保険の内容のうち重要なものを記載していますので、書面の提供を受けている場合は保険契約の締結後は「保険証券」と一緒に保管してください。

本書は保険の全ての内容を記載するものではありません。詳細は「約款集」で確認してください。

本書の内容に不明な点がありましたら、保険取次店や当社にお問い合わせください。

重 要

- 必ず内容をご確認ください。(注文者は事故発生時など必要に応じて確認してください。)
- 主な免責事項など、関係者にとって不利益な情報が記載された部分を十分にご確認ください。

リフォーム事業者は「保険概要説明書」を使用して、注文者に保証の概要と保険の内容のうち注文者に関わる部分を説明し、「契約内容確認シート」に記名押印を取り付け、申込時に提出してください。

ご案内

- 保険の申込みをポータルサイトで受け付ける場合は、本紙をw e b上で表示して重要事項説明とします。入力フォームの確認欄にチェックを付けて、内容を確認したことを申告してください。
- 保険の申込みを郵送で受け付ける場合は、本紙の送付をもって重要事項の説明とします。申込時に内容を確認したことを申告してください。

「本書」では、次の各法律の名称を略称で使用します。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律………(略称) 住宅瑕疵担保履行法

住宅の品質確保の促進等に関する法律……………(略称) 品確法

■瑕疵担保責任とは

2020年4月1日に施行された改正民法では、「内容の明確化」の一環として「瑕疵」という表現をやめ、請負人や売主に法律上義務付けられる「瑕疵担保責任」について、判例による解釈を明確化するかたちで「契約不適合責任」に変更しました。

一方、品確法と住宅瑕疵担保履行法では、名称の定着等を踏まえて「瑕疵担保責任」や「瑕疵担保責任保険」という表現を引き続き使用しており、対象とする責任の範囲についても変更はありません。

具体的には、同時に改正された改正品確法では「種類または品質について契約の内容に適合しない状態」として「瑕疵」を、新築住宅の供給者が負う構造耐力上主要な部分等に対する担保の責任として「瑕疵担保責任」をそれぞれ定義し、改正住宅瑕疵担保履行法でも、品確法で定義した「瑕疵」や「瑕疵担保責任」の表現を引き続き使用しています。

重 要 事 項 説 明 書

保 险 契 約 の 概 要

1. 商品の名称

一般リフォーム保険

(住宅リフォーム瑕疵担保責任保険の略称です)。

2. 一般リフォーム保険の概要

(1) 保険の概要

この保険は、実施するリフォーム工事の瑕疵を保証する
リフォーム事業者が加入するものです。

(2) 一般リフォーム保険の対象工事①

対 象	住宅の耐力・防水性能に関わる部分の工事	構造材の工事や屋根、外壁、サッシ等の工事。耐力性能に関わる工事を行う場合は、工事完了後に住宅が新耐震基準等を満たしていることが必要です。
	上記以外の住宅または住宅と一体化した設備の工事	クロスや床板の張り替えといった内装工事やトイレ、風呂、キッチンなどの住宅設備の取付工事
対 象 外	住宅と一体化していない家具や設備の工事	タンスや机、テーブルソファーなどの置き家具の修理や組み立て
	外構等の敷地内の住宅以外の工事	門扉や外壁、物置の設置や交換といった外構部分の工事
	基礎の新設を伴う工事	基礎の新設を伴う増築工事は、一般リフォーム保険は利用できませんが、増改築リフォーム保険を利用することができます。

(3) 一般リフォーム保険の対象工事②(共同住宅の場合)

戸建住宅は全ての工事が保険の引受けの対象となります、共同住宅は住宅の規模等により異なります。

小・中規模共同住宅 (延べ床面積 1000m ² 未満)	住宅全体	延べ床面積 500m ² 以上または階数 4 以上のいずれかに該当する中規模共同住宅の共用部分の工事は大規模修繕かし保険でも引受けできます。
大規模共同住宅 (延べ床面積 1000以上)	専有部分 (インフィル)	共用部分の工事は大規模修繕かし保険での引受けとなります。

(注) 大規模共同住宅の共用部分の工事は大規模修繕かし保険での引受けするのが原則ですが、耐力・防水性能に関わらず、給排水管路の工事を含まないなど、大規模修繕かし保険の対象工事を一切含まない場合は、一般リフォーム保険を利用できます。

(4) 一般リフォーム保険の対象工事③(工事内容による分類)

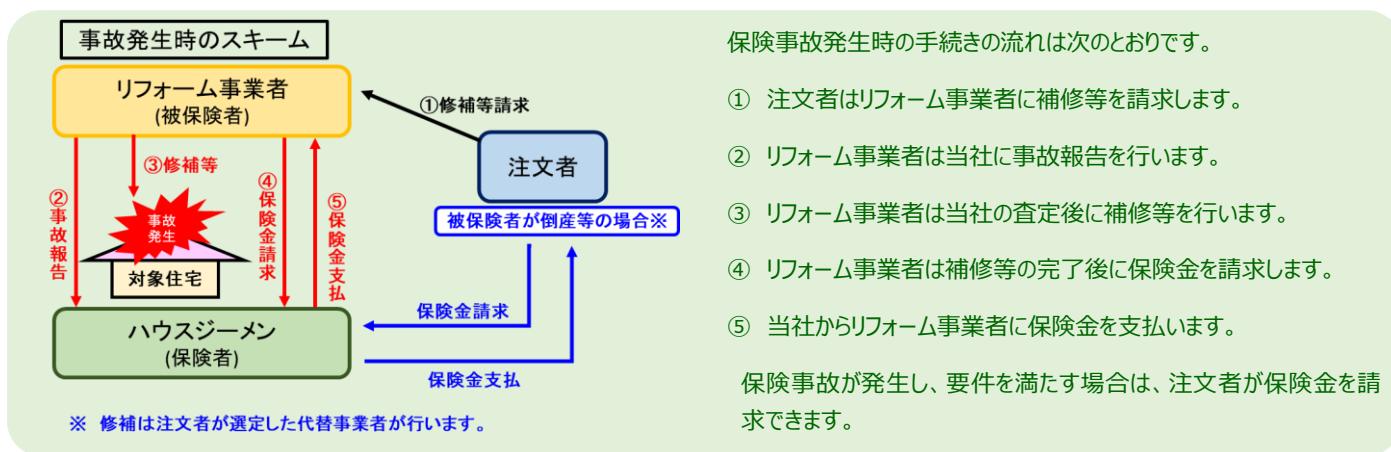
この保険では引き受けるリスクに応じてリフォーム工事を分類し、選択できる保険金額や保険料に差異を設けています。

大規模リフォーム	住宅の構造耐力性能に関わる工事や、屋根・外壁の防水層の新設や撤去、交換を伴う比較的大掛かりな外装工事を含むリフォーム工事
防水リフォーム	屋根や外壁の防水層の新設や撤去、交換を伴わない(大規模リフォームに該当しない外装工事)を含むリフォーム工事
小規模リフォーム	上記のいずれの工事も含まないインフィルリフォーム等のリフォーム工事

3. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合 (保険事故)	<p>リフォーム工事の瑕疵に起因して、工事の実施部分に次の事由が生じた場合（保険事故）に、被保険者であるリフォーム事業者が実施する修補等の費用を対象に保険金を支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ○ 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ○ 工事の実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合 (社会通念上必要とされる性能を満たさない事象の例は、本書末尾の「不具合事象」に記載しています)
注文者の直接請求	<p>次の場合は、リフォーム事業者が責任を負担すべき範囲で注文者が保険金を請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の発生時にリフォーム事業者が倒産している場合 ○ 事故の発生後、相当の期間を経過してもリフォーム事業者が修補等を行わない場合



保険の対象となる構造耐力上主要な部分等

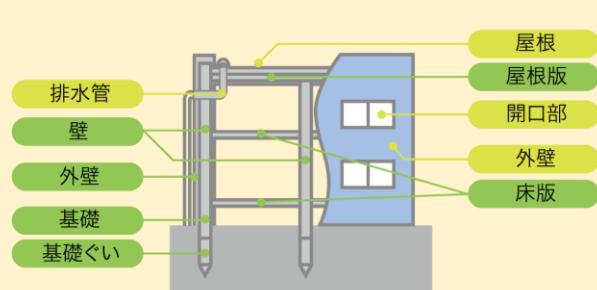
木造軸組工法の木造住宅の場合



構造耐力上主要な部分

雨水の浸入を防止する部分

鉄筋コンクリート造の住宅の場合



構造耐力上主要な部分

雨水の浸入を防止する部分

(2) お支払いする保険金の範囲

直 接 修 補 費 用	材料費や労務費等の住宅を原状回復させるために直接必要となる費用
争 証 費 用	事故に関する紛争を解決するために行う訴訟や和解、調停、仲裁、示談に必要となる費用
権 利 保 全 費 用	被保険者が事故に関して第三者に損害賠償等の請求権がある場合に、これを保全するための費用
調 査 費 用	事故を補修するために、事故の状況や発生部位、補修範囲、方法等を確認するための費用
仮住まい・転居費用	住宅の居住者が補修期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、仮住まいや転居に必要となる費用

4. 免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

(1) 故意・重過失により生じた損害

次の方の故意や重過失によって生じた損害には保険金を支払いません

- 被保険者であるリフォーム事業者や下請負人
- 被保証者である注文者

(注) 当社のリフォーム工事設計施工基準の重大かつ明白な違反は重大な過失として取り扱います。

(2) 外来の事由等により生じた損害

外 来 の 事 由 や 天 变 地 異	洪水、台風、暴風、暴風雨、たつ巻、豪雨等の自然災害 火災、落雷、爆発等の外来の事由 地震や噴火、これらに起因する津波
地 盤 沈 下 等	土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入等の事象 土地造成工事の瑕疵
経 年 劣 化 等	虫食いまたはねずみ食い、住宅の性質による結露 瑕疵によらない住宅の自然の消耗(経年劣化)、さび、かび、腐敗、変色等の事象
住 宅 の 仕 様	採用された工法によって通常に生じる雨水の浸入やすきま、たわみ等の事象
不 適 切 な 維 持 管 理	住宅の著しく不適正な使用や維持管理

(3) 保険の対象とならない損害

住 宅 以 外 へ の 波 及 損 害 等	住宅以外の家財等の滅失またはき損 住宅その他の家財等の使用の阻害
塗 装 の 色 む ら 等	建築材料や、内外装、塗料等の色、色調や柄の選択、仕上面の色むらや濃淡
設 備 自 体 の 不 具 合	設置した設備や機器等そのものの不具合（施工瑕疵を原因とするものは対象です）
期 待 し た 性 能 の 不 発 揮	防音・断熱性能が達成できない場合等、注文者が意図した性能が発揮できない場合

(4) 事業者が責任を負わない瑕疵に起因する損害

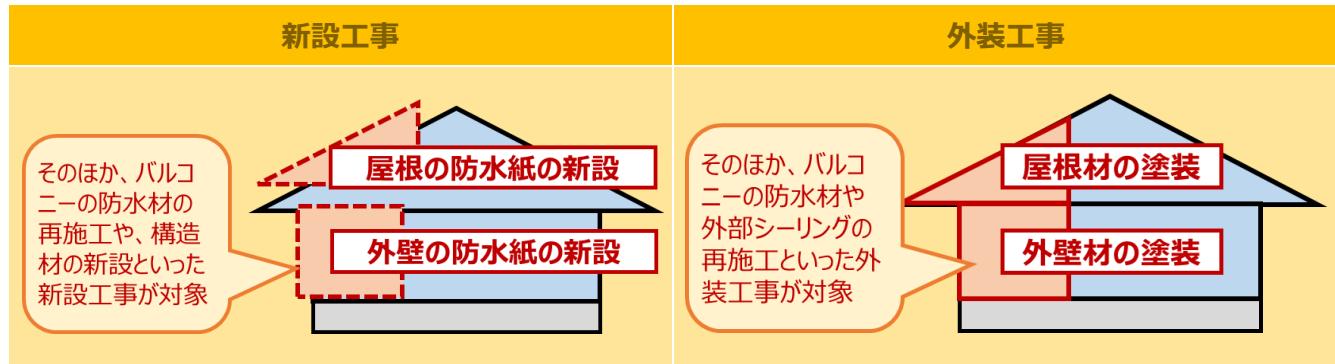
注 文 者 に 起 因 す る 瑕 痕	不適当と指摘を受けたうえで注文者が採用した設計施工や資材の瑕疵
検査適合後の工事の瑕疵	現場検査の適合後に行われた工事の瑕疵（工事には事故の修補工事を含みます）

5. 主な特約およびその概要

保険契約に適用された特約は「保険証券」や「保険付保証明書」で確認できます。

特定工事の保険責任期間の特例に関する特約 (保険期間伸長特約)	新設工事と外装工事を行う場合に、保険期間を 10 年間に伸長して、構造・防水性能に関する事故の担保期間を 10 年間とする特約です。実施する工事は住宅の一部分の工事でも構いません。特約を利用できる住宅と工事は次のとおりです。	
	工事区分	特約を付帯できる住宅
	新設工事	全ての住宅 ・防水層の新設を伴う外装工事 ・構造材の新設を伴う躯体工事
	外装工事	築浅住宅 継続加入住宅 屋根・外壁の塗装やバルコニーの防水材や外部シーリングの再施工等の外装工事

故意・重過失損害担保特約	通常は免責となる故意等を原因とする損害や、告知義務違反を理由として保険金が支払われない損害について、注文者の直接請求に限り保険金を支払う特約です。この特約は注文者が宅建業者の場合は付帯できません。
保険料等の支払に関する特約	保険料等の支払猶予を認める場合に付帯する特約です。支払期日や保険料等の支払いがされなかった場合の取扱いを規定しています。



■ 保険期間伸長特約を利用できる築浅住宅と継続加入住宅

外装工事に保険期間伸長特約を利用できる築浅住宅と継続加入住宅は次のとおりです。

築浅住宅	築浅住宅	新築後最初の引渡しから 20 年以内の住宅
	準築浅住宅	新築後最初の引渡しから 20 年を過ぎて 25 年以内の住宅のうち、過去 15 年以内に住宅全体の外装工事が実施しているもの
継続加入住宅		保険期間伸長特約を付帯した一般リフォーム保険に加入中の住宅と、その満了から 5 年以内の住宅のうち、保険加入時に住宅全体の外装工事を行ったもの

- (注) 1. 住宅全体の外装工事は、屋根と外壁の再塗装、外部シーリングやバルコニーの防水材の再施工の全てを含む工事となり、上位の工事を含みます。また、部材等により外装工事の実施時期が異なるものについては、その部材に対する工事を省略したもので構いませんが、特約の利用時は実施する外装工事は一部分の工事でも構わない一方で、継続利用する場合には住宅全体の外装工事が必要となる点にご留意ください。
2. 増改築リフォーム保険に加入中の住宅と、その満了から 5 年以内の住宅も継続加入住宅に該当します。ただし、母屋の増築を行った場合は、既存建物部分にフルリフォームが実施しているか、既存建物全体の外装工事を実施し、保険期間伸長特約を付帯して当該部分の担保期間を 10 年間としていることが必要です。

6. 保険期間

リフォーム工事の完了日から 5 年間	<ul style="list-style-type: none"> ・保険期間伸長特約を付帯する場合は 10 年間 です。 ・保険期間は 完了後検査の適合日 から開始します。施工中検査を行う場合は、完了後検査は写真確認となるため、申告を受ける工事完了日 から開始します。
-------------------------------	---

7. 保険責任期間(担保期間)

構造・防水性能 に関わる事故	5 年間	保険期間伸長特約を付帯する場合は特約の対象工事の担保期間は 10 年間 です。
上記以外の事故	1 年間 or 2 年間	左記の期間から被保険者が申込時に選択します。

8. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額（支払限度額）

○ 保険期間を通じての支払限度額

次の金額のうち、**被保険者が申込時に選択する金額**です。保険期間伸長特約を付帯する場合は、大規模リフォームに該当しない外装工事を行う場合でも、保険金額は500万円以上の金額から選択しなければなりません。

下記以外の場合	100万円	200万円	300万円	500万円	1000万円
大規模リフォームを行う場合 保険期間伸長特約を付帯する場合		500万円		1000万円	

○ 一事故ごとの支払限度額

次の費用については、一事故につき次の金額の範囲内で実額を限度とします。

調査費用	直接修補費用の10%(最低10万円で上限50万円)
仮住まい・転居費用	50万円

○ 当社が引き受ける保険契約単位の限度額

限度額はリフォームかし保険と大規模修繕かし保険の合算で算出します。

事業者ごとの限度額	同一年度に引き受けた保険契約における保険金額の合計金額の10%(最低10億円)
引受契約共通限度額	同一年度に引き受けた保険契約を合算して30億円

(2) 1事故あたりの免責金額

損害の額の20%で最低金額は保険金額に応じて次のとおりです。免責金額は保険金の請求者が負担します。注文者の直接請求の場合は、**最低額を一律で適用**します。

300万円以下	5万円
500万円以上	10万円

注 意 嘸 起 情 報

1. 事故が発生した場合の手続き

リフォーム事業者

- 注文者から雨漏れ等の連絡を受けた場合は、状況を確認のうえ、当社に連絡してください。保険事故に該当する可能性がある場合は事故報告書を提出していただきます。
- 保険事故の解決のために、当社がリフォーム事業者に代わって注文者と交渉を行うサービスはありません。保険事故が発生した場合は自身で注文者との交渉や調整を行ってください。
- 当社の承認を受ける前に修補を行った場合、瑕疵があることや必要な補修の内容が確認できず、保険金をお支払いできないことがあります。

注 文 者

- 雨漏れ等を発見した場合は速やかにリフォーム事業者に連絡してください。リフォーム事業者から連絡を受け、保険事故に該当する可能性がある場合はリフォーム事業者から事故報告書の提出を受けます。
- 直接請求の要件に該当する場合は当社に連絡してください。保険事故に該当する可能性がある場合は事故報告書を提出していただきます。この場合、補修を行う代替事業者は注文者が手配します。

2. 注文者による直接請求の取扱い

次のいずれかの場合は、リフォーム事業者が責任を負担すべき範囲で注文者が当社に保険金を請求できます。この場合、争訟費用と権利保全費用は支払いの対象となりません。リフォーム事業者が修補を行うことが原則となりますので、後者の場合は補修を断られたからと言って直ちに直接請求ができるわけではないのでご留意ください。

- 事故が発生時にリフォーム事業者が倒産している場合
- 事故の発生後、相当の期間を経過してもリフォーム事業者が修補等を行わない場合

3. 故意・重過失の場合における取扱い

故意・重過失損害担保特約を付帯した保険契約では、注文者による直接請求の場合に限り、次の事由により保険金を支払われない損害に対しても保険金を支払います。

- リフォーム事業者等の故意や重過失を原因とする損害
- リフォーム事業者に告知義務違反がある場合

取扱いの注意点は次のとおりです。

- 注文者の故意・重過失を原因とする場合や、告知義務違反を知っていた場合は対象となりません。
- お支払いする保険金は、当社が故意重過失損害に関して支払いを受ける再保険金の額が限度となります。

保険金の請求手続きにおける留意事項

- 保険事故の原因(瑕疵があること)は請求者が究明して当社に提示する必要があります(直接請求の場合も同様です)。保険金の支払いにあたり、瑕疵の有無や補修範囲の妥当性の確認のために当社から現地に調査員を派遣することがありますが、当社が主体となって瑕疵の有無等を確認することはできません。
- 支払対象となる直接修補費用は、保険事故を原状回復するために直接必要となる費用に限られます。仕様変更によるグレードアップや、被害が生じていない部分に対する予防保全的な工事のために必要となる費用は保険の対象なりません。
- 直接請求の場合は、ハウスジーメンが補修業者を斡旋するサービスはありません、保険金の請求にあたり注文者自身で補修を行う代替事業者を手配していただく必要があります。

4. 個人情報の取扱い

当社の営む業務の実施やサービス（関連会社が取り扱う商品およびサービスを含む）の案内等を目的に利用します。

当社は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

・法令に基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

- ・当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
- ・利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先や再保険引受先等に提供する場合など

詳細については、当社ホームページ（<https://www.house-gmen.com>）をご参照ください。
プライバシーポリシーは右の二次元バーコードから確認いただけます。



5. 保険事故発生時の写真の利用

当社は、保険金請求手続きで取得した事故発生部位等の写真について、事故の削減を目的とした資料や、研修資料の作成等のために利用することができます。この場合、関係者や住宅が第三者から特定できないような方法で写真を利用します。

6. ハウスジーメン破綻時の取扱い

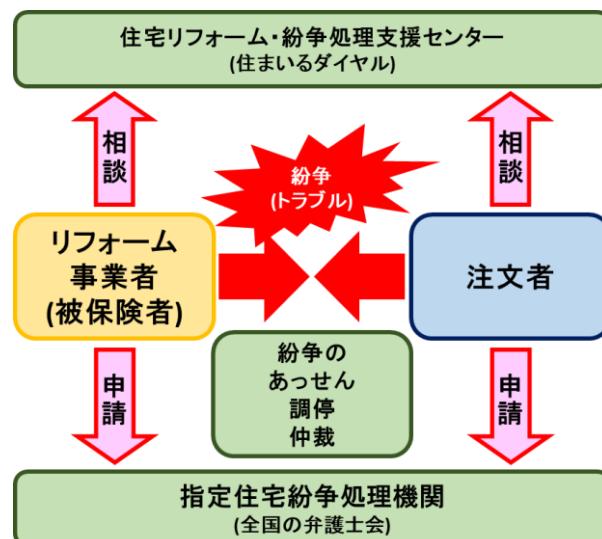
経営の破綻等により、当社が保険法人の指定を取り消された場合は、当社との間で締結した保険契約は国土交通大臣の指定を受けた保険法人に引き継がれます。

7. 保険証券と保険付保証明書

当社は、保険契約の締結後に「保険証券」と「保険付保証明書」を発行します。「保険付保証明書」はリフォーム事業者から注文者に渡してください。これらの書類には契約根威容が記載されていますので、保険期間中は破棄せずに保管ください。（webを選択している場合は、保険証券はポータルサイト内で保管されます）

8. 紛争処理等に関する事項

リフォーム事業者と注文者の間でリフォーム工事に関するトラブルが発生した場合は、次のサービスを利用できます。



(1) 電話相談

住まいのダイヤルを利用して、一級建築士の資格を持った相談員に相談できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。

通常窓口（ナビダイヤル）

0570-016-100

受付時間 平日 10:00-17:00

(2) 専門家相談

弁護士と一級建築士に対面で相談できる事前予約制のサービスを利用できます。（相談時間は1時間で原則無料）

(3) 裁判外の紛争解決手続き

■リフォーム事業者と注文者との間の紛争処理

住宅紛争審査会(指定住宅紛争処理機関)による裁判外の紛争解決手続き（ADR）を利用できます。紛争解決手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択でき、手数料は10,000円（消費税非課税）です。

紛争解決手続きに対する当社の対応

- ・住宅紛争審査会から意見の照会があった場合は、意見書を提出します。
- ・住宅紛争審査会が必要と認める場合は、利害関係人として紛争解決手続きに参加します。
- ・紛争解決手続きで成立した和解の結果を尊重します。また、当社が利害関係人として紛争解決手続きに参加した場合は、特段の事情がない限り提示された和解案等を受け入れます。

■当社との間の保険金の支払いに関する紛争処理

注文者が直接請求に対する当社の査定を受け入れられない場合は、住宅紛争審査会に当社を相手方とする紛争解決手続き提起することができます。利用するための手数料は上記と同様です。

紛争解決手続きに対する当社の対応

- ・特段の事情がない限り、住宅紛争審査会から提示された和解案等を受け入れます。

9. 保険協会審査会への審査請求

リフォーム事業者が保険事故に対する当社の査定を受け入れられない場合は、住宅瑕疵担保責任保険協会に審査を請求できます。審査を請求するためには次の要件を満たし、手数料として 50,000 円(消費税別途)を支払う必要があります。

- 当社に保険事故の連絡をした日から原則 2ヶ月以上経過していること
- 請求者が当社に提出した個人情報を含む情報を審査会に提供することに同意すること

住宅瑕疵担保責任保険協会 審査会窓口	03-3580-0338	受付時間 平日 9:00-17:00
--------------------	--------------	-----------------------

10. この保険契約に関するハウジーメンの各種窓口

受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間 平日 9:00~17:00
お客様相談室（相談、苦情）	03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談や保険事故の一報受付)	0120-516-335	受付時間 平日 18:00-翌朝 9:00 土日祝日 24 時間

リフォーム事業者に確認いただきたい事項

1. 告知および通知等の義務

(1) 保険契約申込時における注意事項（申込書の記載に関する注意事項）

リフォーム事業者には、申込時に当社に重要な事項を申し出る義務（**告知義務**）があります。申込書や提出書類に事実と異なる事項を記載した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。虚偽記載が確認された場合は、当社から保険契約を解除することができます。

(2) 保険契約締結後における注意事項

リフォーム事業者には、申込後に次の事由が生じた場合に当社に通知する義務（**通知義務**）があります。通知がない場合は保険金を支払えないことがあります。変更により危険が増加する場合は、当社から保険契約を解除できます。

- 補償内容の重複する保険契約を締結しようとする場合や、存在することを知った場合
- 申込書や提出書類の記載事項を変更しようとする場合や、変更が生じたことを知った場合

2. 保険料等とその支払方法

(1) 保険料等について

保険料等は保険料と現場検査料の合計です。保険料は対象工事の内容や保険金額により異なります。

- 保険料は非課税です。
- 現場検査料には、別途消費税が加算されます。

(2) 保険料等の支払方法

指定口座への振込みの方法で全額を期日までにお支払ください。期日は保険の申込受理月の翌月末となり、振込手数料は振込者が負担します。期日までに保険料等が支払われない場合、当社から申込みを取り消すことができます。

リフォーム事業者が当社の与信基準を満たさない場合は、保険証券は期日に関わらず保険料等の支払後の発行となるため、発行をお急ぎの場合は期日に関わらず、請求書受領後の速やかなお支払いをお願いしています。当社が口座振替で保険料等を支払うことを認める場合の取扱いは次のとおりです。

振替日は申込受理月の翌々月5日（休日の場合は翌営業日）です。事前に振替に必要な残高を用意してください。

- 振替日に振替ができなかった場合は、別途指定する期日までに振込みにより支払いただきます。
- 口座振替に対する領収書は発行しません。

(3) 最終検査日の変更等による現場検査料の取扱いについて

最終検査日の変更等により現場検査料が変更となる場合は、生じた差額を精算します。

3. 申込手続きにおける注意事項

(1) 注文者への保証と保険の概要説明

「保険概要説明書」を使用して注文者に提供する保証の概要と保険のうち注文者に関わる部分を説明してください。説明後、「契約内容確認シート」に注文者の記名押印をいただき、申込時に当社に提出してください。

保証と保険の概要説明は、ハウスジーメンのホームページで公開している概要説明動画を利用して行うことができます。概要説明動画には、「保険概要説明書」右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。

(2) 現場検査

当社は現場検査を行い**リフォーム工事の施工状況**を確認します。適合しない場合は保険契約を締結できません。実施する現場検査は工事内容に応じて次のとおりです。現場検査ではリフォーム工事が**「リフォーム工事設計施工基準」**に従って行わ

れていることを確認します。

工事内容	実施する検査	検査方法	検査の概要
下記以外の場合	完了後検査	実地検査	この検査はリフォーム工事の完了後に行います。
新設・撤去工事 がある場合	施工中検査	実地検査	この検査は、新設・撤去工事のうちいずれかの工事が完了したタイミングで行います。
	完了後検査	写真確認	この検査は、リフォーム事業者から提出を受ける工事完了後の写真を確認して行います。

- (注) 1. 新築・撤去工事が無い場合の完了後検査は、リフォーム事業者が一定の要件を満たす場合は、実地検査ではなく、現地の担当者がスマートフォンで撮影する映像を、web会議システムを通じて現場検査員がリアルタイムで確認して行うリモート検査することができます。
2. 新設・撤去工事とは、構造材や防水紙の新設・撤去・交換を伴う工事が該当します。

現場検査について

現場検査は申込者からの検査委託に基づいて行うものではなく、当社がこの保険を引き受けたために行うもので、その結果は当社に帰属します。そのほか、現場検査の留意点は以下のとおりです。

- 現場検査は、リフォーム工事の対象部分に顕在化している問題がないか確認することを目的とするものです。検査に適合したことをもって、瑕疵がないことや施工品質を保証するものではありません。
- 現場検査は抜き取り検査です。施工部分の全数を確認するものではありません。
- 現場検査では、安全に移動できる場所から目視や計測ができる範囲で確認を行います。足場や屋根に上っての検査や、屋上のうち危険と判断されるような場所からの確認は行いません。
- 現場検査の実施には申込者の立会が必要です。立会者不在で実施することはできません。

(3) 保険証券の発行

○ 保険証券の発行

当社は、(2)の現場検査への適合後に「保険証券」を発行します。リフォーム事業者が与信基準を満たさない場合は、「保険証券」は支払期日に関わらず保険料等の支払後の発行となるため、保険証券の発行をお急ぎの場合は、支払期日に関わらず、請求書受領後の速やかなお支払いをお願いします。

○ 保険付保証明書の注文者への交付

「保険証券」と一緒に「付保証明書」を発行します。「付保証明書」はリフォーム事業者から注文者に提供してください。

○ w e b証券の取扱い

保険証券を「w e b発行」としている場合は、「保険証券」と「保険付保証明書」はw e b証券としてポータルサイト上で発行します。リフォーム事業者は保険期間中いつでもポータルサイトから保険証券を閲覧できます。「保険付保証明書」は次のいずれかの形式で注文者に提供してください

- ◆ ポータルサイトから印刷した書面
- ◆ ダウンロードした電子ファイル(PDF)

4. その他

(1) 当社による申込みの取消し

次の場合、当社から保険の申込みを取り消すことができます。この場合、保険料と未実施の現場検査料を返戻します。この際所定の事務手数料を申し受けます。

保険料の支払いがされない場合	保険料が支払期日までに支払われず、猶予期限を過ぎても支払いがされない場合
現場検査に適合しない場合	申込日から6ヶ月が経過しても現場検査に適合しない場合

(2) 保険証券発行後の条件変更

事前に注文者の同意を得ない限り条件の変更や解約をすることはできません。

(3) 保険契約の無効について

この保険契約は、法律上無効となる場合のほか、保険契約の締結に関して詐欺等の行為があったときは無効となります。保険契約の無効が当社の帰責によらない場合は保険料のうち次の金額を返戻します。ただし、リフォーム事業者等の詐欺による無効の場合は、保険料は返戻しません。

保険料から事務手数料を差し引いた金額のうち、当社が無効の事実を知った日以降の期間（1年単位）に対応する金額

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) クーリングオフ(契約申込みの撤回)

この保険は事業のための保険であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回）の対象とはなりません。

別 表 「不具合事象」

リフォーム工事を実施した部分		事象
コンクリート工事	玄関土間、犬走り、はテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下や、ひび割れ、不陸、隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根、階段等の木造部分	著しいそりや、すきま、割れ、たわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁、天井等のボード・表装工事部分	仕上材に著しい剥離や、変形、ひび割れ、変質、浮き、すきま、しみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付部分	建具や建具枠に著しい変形や、亀裂、破損、開閉不良、がたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床、天井等の左官や、吹付け、タイル工事の対象部分	モルタル、プラスター、しっくい、タイル等の仕上部分や目地部分に著しい剥離や、亀裂、破損、変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上部分	著しい白化や、白亜化、はがれ、亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれや、浮き、変形、破損、排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事部分	タイル目地の亀裂、破損、防水層の破断や、水廻り部分との接合部の防水不良が生じること
断熱工事	壁、床、天井裏等の断熱工事の対象部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床、天井裏等の防露工事の対象部分	適切な換気状態での水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露が生じること
電気工事	配管・配線工事の対象部分	破損や作動不良が生じること
	コンセント・スイッチの取付部分	作動不良が生じること
給水、給湯、温水暖房工事	配管工事の対象部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
	蛇口、水栓、トラップの取付部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
	厨房・衛生器具の取付部分	破損や、水漏れ、排水不良、作動不良が生じること
排水工事	配管工事の対象部分	排水不良や水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事の対象部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
ガス工事	配管工事の対象部分	
	ガス栓の取付部分	破損や、ガス漏れ、作動不良が生じること
雑工事	小屋裏、軒裏、床下換気孔の設置部分	脱落や、破損、作動不良が生じること



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル

©2023 株式会社ハウスジーメン